地方自治の理念とその法制度的課題

池村好道

The Idea of Local Self-Government and Some Current Problems of Local Government Law System

Yoshimichi IKEMURA

other is the participation of inhabitants. This way of interpretation comes from German jurisprudence. The 'principle of local autonomy' in Article 92 of the Constitution of Japan is generally considered to consist of two ideas. One is the decentralization, and the

ganization of local public entities, for instance. This short paper will outline those problems In the light of those two ideas some problems will arise about present-day local government law system of Japan—freedom of information institution, reor-

 \pm - 7 - % local self-government, institutionelle Garantie, decentralization, participation

はじめに

に設置された地方分権推進委員会のもたらした大きな成果と評価しうる。 地方自治制度をめぐる比較的最近の変革のなかで、最も鮮明に我々の記憶に残った設置された地方分権推進委員会のもたらした大きな成果と評価しうる。 地方自治制度をめぐる比較的最近の変革のなかで、最も鮮明に我々の記憶に残った設置された地方分権推進委員会のもたらした大きな成果と評価しているものといえば、機関委任事務の廃止をおいて外にはなかろう。国民が真にゆているものといえば、機関委任事務の廃止をおいて外にはなかろう。国民が真にゆているものといえば、機関委任事務の廃止をおいて外にはなかろう。国民が真にゆているものといえば、機関委任事務の廃止をおいて外にはなかろう。国民が真にゆびの脱却は図ることができたことになる。地方分権推進法―平七・五・一九公曹基準」(自治法二四五条の九)の存在等に鑑みれば完全とは言い難いものの、一世基準」(自治法二四五条の九)の存在等に鑑みれば完全とは言い難いものの、一世基準」(自治法二四五条の九)の存在等に鑑みれば完全とは言い難いものの、個性でいるものといえば、機関委任事務の廃止をおいて外にはなかろう。国民が真に砂された地方自治制度をめぐる比較的最近の変革のなかで、最も鮮明に我々の記憶に残った設置された地方分権推進委員会のもたらした大きな成果と評価しうる。

る論議には囂しいものがあるし、前記の合併特例法の平成一七年三月の期限切れをを内容とする所謂「三位一体の改革」の問題を中心に、自治体の税財政改革をめぐ更に最近は、国庫補助負担金の縮減、地方への税源移譲及び地方交付税の見直し

が報ぜられてもいる。
きており、全国紙の地方版、地方紙では、連日のように具体の合併論議の進行状況きており、全国紙の地方版、地方紙では、連日のように具体の合併論議の進行状況

る。また、当然のことながら、そこでの論点は多岐に亘っている。このようにして昨今は、地方自治制度の改変に向けた立法や論議が実に活発であ

ろう。 の設計としては、防災、福祉、教育といった行政分野毎のものもあれば、広聴制度、 が、最重要の手段は条例を中心とする自治立法であるからである。因みに、法制度 ということである。政策実現の手段としては、行政計画、予算なども重要ではある 来の訟務、 強く要請することになる、という点である。これを自治体職員に即して言えば、 するに止まらず、必然的に、政策を実現するための法制度の構築をも自治体に対し しえないのは、地方分権は、このようにして自治体による積極的な政策形成を要請 との関係においても独創的政策形成が求められることになろう。そしてここに看過 て注目に値した訳であるが、今後は、国との関係においてのみならず、他の自治体 公開を率先して制度化したのは、国との関係における独自の政策形成の実践例とし 代には公害防止条例の制定を通じて独自の公害規制を生み出し、八○年代には情報 いう状況を創り出していかねばならなくなるのである。先進的な自治体が、七〇年 ら夫々の自治体が、創意工夫を凝らして積極的に特色ある政策の形成に努める、と 端の組織にすぎなかったという事態に別れを告げ、地域の個々の実情を踏まえなが 策は国・中央政府の独占するところであり、自治体・地方政府は国策を執行する末 体としての役割を演ずることを強く要請することになる、という点である。予て政 でここに特筆しなければならぬのは、この方向性の追求は、自治体に対して政策主 性が「地方分権」であるということは、ここに改めて言うまでもない。ただその上 人事制度といった、行政分野横断的にして謂わば行政スタイルにかかわるものもあ ところで、地方自治制度改革の理論と実践の多くを支え、それらに通底する方向 法制執務の領域をこえて、「政策法務」に係る能力の向上が求められる 従

次論じていく ――憲法・行政法学的というよりは寧ろ政策法学的に論じていく ――者の「地域」の実情を踏まえることに意を用いながら、それらの法制度的課題を順り、項目的にも実に多彩である、ということになろう。本稿には、必要に応じて筆組みに関するものと各自治体が基本的には独自に取り組むべきものとが含まれてお以上総じていえば、地方自治にかかわる法制度的課題には、地方自治の共通の枠

のがあるのかを提示・整理する、という試みである。ような位置にあるのかを見据えた上で、法制度的課題の代表格としては如何なるもは、地方自治の理念が奈辺にあるのかを見極め、制度の現状がそれとの関係でどの上での出発点としての緒論的論稿の役割が与えられる。その射程におさめられるの

地方自治の理念

(一)「地方自治の本旨」

るのである。 るのである。 るのである。 は基づかない法律は違憲無効と見做されることが宣明されていいる。地方自治に関する共通の事項は法律を以て定めるものとされると同時に、以る。地方自治に関する共通の事項は法律を以て定めるものとされると同時に、常から九五条まで)、その基本原則は冒頭の九二条に、「地方公共団体の組織及び運条から九五条まで)、その基本原則は冒頭の九二条に、「地方公共団体の組織及び運行地方自治」と題する一章を設けて地方制度を憲法上に保障しており(第八章九二年が高級には地方制度に関する定めは置かれなかったのに対し、日本国憲法は明治憲法には地方制度に関する定めは置かれなかったのに対し、日本国憲法は

ここに「地方自治の本旨」の文言には「自治権保障の防御的機能(-)」を看て取ることができる訳であり、その内容如何が問題となるのであるが、その前に成立史を簡単に確認しておくと、総司令部案には今日の憲法九三条、九四条及び九五条の原型に当たる条文はあるものの、今日の九二条に該当する条文は見られず、日本政原型に当たる条文はあるものの、今日の九二条に該当する条文は見られず、日本政原型に当たる条文はあるものの、今日の九二条に該当する条文は見られず、日本政である(2)。更に、地方自治の本旨」ということになり、九二条の規定が誕生したのである(2)。更に、地方自治の本旨」ということになり、九二条の規定が誕生したのである(2)。更に、地方自治の本旨」ということになり、九二条の規定が誕生したのである(2)。更に、地方自治の本旨」ということになり、九二条の規定が認いという指針を掲げることは、総司令部の目からみても、本章の趣旨を鮮明にするものでおるが、その前に成立史を簡単に確認しておくと、総司令部案には今日の憲法九三条、九四条及び九五条のた結果、結局「地方自治の本旨」の文言には「自治権保障の防御的機能(-)」を看て取られたものと思われる(3)」と指摘されてもいる。

責任において充足することを指し、団体自治は、国から独立した地域的団体を設け、そこに住民自治とは、地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づき自己の(「法律的意義の自治」)という相補的な二つの理念によって構成されるものとされ、いものの、公法学上一般には、「住民自治」(「政治的意義の自治」)と「団体自治」かくして成文化された「地方自治の本旨」は、語義的には内容が明瞭とは言い難かくして成文化された「地方自治の本旨」は、語義的には内容が明瞭とは言い難

するものとされている(4)。この団体が自己の事務を自己の機関により自己の責任において処理することを意味

開してきたのかを一瞥しておく。 極く粗くいえば、住民自治は民主主義を(§)、団体自治は地方分権をいうものと を、「地方自治のかを一瞥しておく。 を、「地方自治の保障の意義を扱う前に、先ずは、ドイツではど が、何れにしても、「地方自治の本旨」にこのような意味内容が与えられ を、「地方自治の本旨」にこのような意味内容が与えられ を、「地方自治は民主主義を(§)、団体自治は地方分権をいうものと

Selbstverwaltung)の関係の歴史的展開は、次のように素描されている。 Maurer に よ れ ば (ァ) 、 国 家 行 政 と 地 方 自 治 行 政 (kommunale

たのである。 (Städteordnung) に始まる。創案者シュタイン(Freiherr vom Stein)がこの(Städteordnung)に始まる。創案者シュタイン(Freiherr vom Stein)がこのの。 近代的 地方 自 治 行 政 の 歴 史 は 一八〇八年 の プロ イ セン 市 制

行政との間の対抗関係がもたらされる。も勢力を得ることとなり、その結果、君主主義的国家行政と民主主義的地方自治決という形をとる。自由・民主主義的運動は議会のみならず、地域社会において② これに続く時期では、地方自治行政は、君主制国家と市民社会の政治的対

今や同一の政治的な力によって規定されることとなった。に伴い、地方自治行政自体にも変容がもたらされたからである。国家と市町村はただけでなく、平等的大衆社会化、政党の影響力の伸張及び地方行政の官僚制化③ 一九一八年以降に再び大きな変化を迎える。何となれば、君主制が崩落し

治行政をも変質させた。 ④ 国家社会主義的政権は、その画一化傾向と指導者原理とによって、地方自

向かう国家の復興の基礎を形作ったのである。刻に処理を要する行政事務を担うことのできる唯一の組織として、下から上へと⑤(一九四五年の国家の全面的崩壊後は市町村の重みが再び高まり、戦後の即

規律する権利が保障されなければならない。市町村連合も、法律の定める権能のには、地域共同体のすべての事項について、法律の範囲内で自らの責任において⑥ 一九四九年公布の基本法は、自由と民主主義の伝統を受け継ぎ、「市町村

治行政を保障した。 自己責任の基礎も含まれる。…」(基本法二八条二項)と定めて、 明確に地方自範囲内で、法律に従い自治行政の権利を有する。自治行政の保障には、財政上の

続く東西再統一によって、旧東ドイツ地域にも基本法二八条二項が妥当すること(Gemeindeordnung)をも参考に自治行政に関する法律が制定・公布されたが、八九年の 同党 支配 の終 焉 後 に は 、 西 ド イ ツ の 各 ラン ト の 市 町 村 法及びドイツ社会主義統一党の優越に従い、地方自治行政は存在しなかった。一九の 賞てのドイツ民主共和国には、憲法上の保障にもかかわらず、民主集中制

トは、 環として扱われ、国による上からの制度化が図られたという色彩が強く、このこと 住民自治も決して看過されてきたのではなかったという点であろう。 自治」の方であったといえなくもない。しかし、ここに等閑に付しえないのは、例 の時期にあっては、団体自治の保障が極めて強く意識されているという点は否めな 的地方自治確立の時代以降にあっても一般に団体自治が強く意識され、特に①や③ 建領主に対する独自性を主張していた時代は言うに及ばず、右にみたように、 市が「都市の空気は自由にする(Stadtluft macht frei)」のモットーのもとに、封 の緊張関係において住民自治の観念を強調したのである、と指摘されるように(®)、 えばシュタインの自治概念においては住民自治の側面も含まれていたし、 グナイス との関連で、地方自治の理念として前面に強く意識されたのが、ドイツでは「団体 いところである。ドイツにおける地方自治には、それが強固な統一国家の確立の一 自治は専ら団体自治を意味するものと把握されがちである。この点成程、 治」はドイツに発達した思想であると捉えられることも多く、ドイツにおける地方 さて、我国では、「住民自治」の概念がイギリスに発達した概念であり、「団体自 君主官憲主義の表現としての国家と自由な市民社会の表現としての地方自治体 中世の都

れに対し、法律的自治行政とは、法律の範囲内で独立した公法上の法人を通して自治過程を地方の行政事項への市民の直接参加によって補うということにある。…こ国民の同一視を促し、責任意識を強化し、政党、選挙及び議会を通じて展開する政の目的は、行政官僚機構の優位を調整し、国家と社会の離反に対抗し、国家権力とルが市民の行政への名誉職的参加にあるような市民社会的自治行政を意味する。そおり、例えば、次のように説かれている。「政治的自治行政は、主たるメルクマーそして、そのような経緯を背景に、今日でも両理念はドイツ公法学上維持されて

説示されるが如し。 己の名と自己の機関によって行われる公共的任務の自己責任的処理をいう(๑)」と

地方自治の軌跡と一派通ずるものを看て取ることができよう。 改められたことなどを参酌すると、我国の戦前の地方制度に関し、ドイツにおける 更に、現実にも例えば一八九九年に府県会議員の選出が間接選挙から直接選挙へと 制町村制理由(一八八八年)の中には、「人民ハ自治ノ責任ヲ分チ以テ専ラ地方ノ 強く、従って自治としては団体自治が強く意識されてはいたが、しかしながら、市 初期の地方制度においては、自治の外観は具備するものの国家的統制という色彩が 制(一八八八年)や府県制、 みる思考と同質的な住民自治志向型の発想が窺われることを踏まえると(10)、 ス「近代民主政治」(一九二一年) における、地方自治を民主政治の最善の学校と ス是将来立憲ノ制ニ於テ国家百世ノ基礎ヲ立ツルノ根源タリ」として、J・ブライ 方ノ公事ニ練習セシメ施政ノ難易ヲ知ラシメ漸ク国事ニ任スルノ実力ヲ養成セント 公益ヲ計ルノ心ヲ起スニ至ル可シ蓋人民参政ノ思想発達スルニ従ヒ之ヲ利用シテ地 因みに、ドイツにおけるかかる実情をおさえた上で我が国に眼を向け、 郡制(ともに一八九○年)といった法律による我が国 市制町村 また

(二) 自治権の性格

自治なり地方自治権の性格は、どのように把握されるべきか。 憲法上、団体自治と住民自治の二つの理念を基調とすべきことが明定された地方

いった正当な批判が向けられ、今日では支持を失っている。 自治の本旨というような Contradictio in adjecto(望)」を肯認することになる、とるが(コ)、この承認説に対しては、そのような解釈では「地方自治を認めない地方を廃止し、すべての行政を官治行政とするも違憲ではない、と説かれたところであする限りで地方自治は認められるのであるから、法律をもって一切の地方公共団体憲法九二条の意義は同六五条に対する例外を定める点にあるのであって、国が承認志れに関する一つの立場が比較的早くにみられた承認説であり、それによれば、

期に唱えられたこの考え方は、近代国家確立の前から地方自治は存在したという地一八四九年フランクフルト憲法などの流れを汲むものである。やはり日本国憲法初命期の自然法的地方権(pouvoir municipal)の思想、一八二一年ベルギー憲法、おり、これを国家といえども奪うことはできないとする説であり(コン、フランス革本的人権を享有するのと同様、地方公共団体も固有の自治権を前国家的に保有してこれに対し第二の立場である固有権説は、個人が国家に対して固有、不可侵の基

方自治の沿革に添うという面は窺えるものの、自然法的なものとして基本的人権に方自治の沿革に添うという面は窺えるものの、自然法的なものとして基本的人権に方自治の沿革に添うという面は窺えるものの、自然法的なものとして基本的人権に方自治の沿革に添うという面は窺えるものの、自然法的なものとして基本的人権における立場を残し、強い支持は得られなかったのであるが、他方で、一九七〇年代の「上乗せ」と残し、強い支持は得られなかったのであるが、他方で、一九七〇年代の「上乗せ」は、住民自治権を主張することの実証性や主権の不可欠性及び人民主権原理や基本的人権の保障に基礎づけうるとし、更に固有権の具体的内容の提示を試みる立場的人権の保障に基礎づけうるとし、更に固有権の具体的内容の提示を試みる立場的人権の保障に基礎づけうるとし、更に固有権の具体的内容の提示を試みる立場的人権の保障に基礎づけうるとし、更に固有権の目的内容の提示を試みる立場が、住民自治権を主張することの実証性や主権の不可分性との整合性などの点に問題がおき、人民の人権を保障する上での地方自治権の不可分性との整合性などの点に問題がおき、人民の治験に対して、地方公共団体固有の事務を確定しようと主権への地方自治の治革に添うという。

做しうるものである(B)。 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると 第三の立場は、制度的保障説と呼ばれ、自治権は国家から伝来したものであると

て「地方自治の本旨に基」づかないものとして違憲の扱いを受けることとなるのかて、地方自治の本旨に基」づかないものとして違憲の扱いを受けることとなるのかいうことを除けば、地方自治に関するどのような制度が地方自治の核心に反し、従った律が団体自治の核心を定めた同九四条に違反し、地方自治特別法について住民投法律が団体自治の核心を定めた同九四条に違反し、地方自治特別法について住民投法律が団体自治の核心を定めた同九四条に違反し、地方自治特別法について住民投资を表現した憲法九三条に違反し、自治行政権又は自治立法権を完全に否定するとの公司を決めている。との立場を採るにしても、議会を度的保障説が支持されるべきであろう。しかし、この立場を採るにしても、議会を度的保障説が支持されるべきであろう。しかし、この立場を採るにしても、議会を度的保障説が支持されるべきであろう。しかし、この立場を採るにしても、議会を

体的問題解決においては大きな開きが生じてこないという可能性もあろう。というでは、確かに理論的枠組みにおいて異なるところはあるものの、具立場を採った場合にも、同じく当てはまることなのである。換言すれば、承認説を一手が不可欠なのである。そしてこの点は、固有権説又はそれを再評価する前記のづかない違憲の地方制度とみるかの判定には、夫々の案件に即した個別的なアプロでかない違憲の地方制度とみるかの判定には、夫々の案件に即した個別的なアプローチが不可欠なのである。

以上の如くに捉えると、地方自治をめぐる具体の法制度が「地方自治の本旨」と定める国地方係争処理委員会に若干は期待することができるかもしれないが)。否かに関する判定結果の集積に多くを期待することはできない、という点なのであ願」のような制度を知らない我が国にあっては、裁判所による、違憲の地方制度か願」というになのに表している。の論、学説による判定も裁判的評価を受けにくい(自治法二五〇条の七以下にをめる国地方保護を知らない我が国にあっては、裁判所による、違憲の地方制度か原とのような制度を知らない。この点で問題視されるのは、ドイツの基本法九三条一項四し号が定めるしかし、この点で問題視されるのは、ドイツの基本法九三条一項四し号が定める

そのように考えた場合、引き続いて最初に取り組むべきは、住民自治及び団体自復劣の判断基準として扱うことの方が、遥かに有用なのではなかろうか。実を図るうえでの嚮導概念と捉え、特に立法政策・政策法務における制度の当否・しても、「地方自治の本旨」という憲法上の文言は、これを寧ろ地方自治制度の充の関係で違憲であるのか否か、の判断の必要性、重要性はそれ自体として認めるに以上の如くに捉えると、地方自治をめぐる具体の法制度が「地方自治の本旨」と

むべき喫緊の課題を提示・整理することであろう。治のの理念に照らして、法制度的課題、就中立法政策上、政策法務上早急に取り組合のように考えた場合、引き続いて最初に取り組むべきは、住民自治及び団体自

一 地方自治の法制度的課題・摘要

(一) 住民自治からみた課題

① 行政(保有)情報の開示制度

位置づけられるものとがある。情報公開制度の一環として位置づけられるものと、個人情報保護制度の一環としてはないが、住民参加を支え、それを促すための制度として重要であり、これには、自治体に対しては開示の義務を課す制度は、住民の行政参加自体を保障するもので自治体に対しては開示の義務を課す制度は、住民の行政参加自体を保障し、他方で住民(等)に対して自治体が保有する情報の開示を求める権利を保障し、他方で

前者の情報公開的開示制度についていえば、憲法上の抽象的な請求権的「知る権

の通りである。

用をどう扱うか、といった制度運用面での技術的事項も検討を要しよう。請求は日本語によるものに限るのか、外国語による請求も可能としたなら翻訳の費自治体における情報開示の意義や目的のみならず、仮に何人型をとるとしたならばと定めており(三条)、そこで、自治体の立法政策が改めて問われうることになる。が、この点、情報公開法は「何人も」行政文書の開示を請求することができるものが、この点、情報公開法は「何人も」行政文書の開示を請求することができるものが、この点、情報公開法は「何人も」行政文書の開示を請求することができるものが、この点、情報公開法は「何人も」に限定の技術的事項も検討を要しよう。

る。 (ロ) 不(非)開示情報についていえば、例えば、(3多くの条例とは異なり情で) 不(非)開示情報については、法令の規定又は慣行を判定の基準としている点(五条一号)、(6同法は、「公務員等」の職務遂行に係る情報のうち公としている点(五条一号)、(60同法は、「公務員等」の職務遂行に係る情報のうち公公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報をも不開示報公開法が、個人識別情報のみならず、「特定の個人を識別することはできないが、報公開法が、個人識別情報についていえば、例えば、(3多くの条例とは異なり情

保有する個人情報の保護に関する法律」が平成一五年に制定・公布されている。こる基本権を具体化する制度と見做すことができるところ、これに係る「行政機関のを内容とするニュー・プライヴァシーの権利という、憲法一三条に基礎づけられう片や、先に示した個人情報保護的(本人)開示制度は、自己情報コントロール権

の要件とすべきか、

どのように考えるべきか、

○衆愚制的投票を避けるためには、

指導及び公表制度が sory なものとならざるをえないとしても、それでは投票結果の事実上の拘束力を (6)条例による制度化の場合、法律レヴェルの間接民主制との関係で、投票は advi-が、このような法律による制度化を「反対効果」等との関連でどう評価すべきか、 等一定の事項について住民投票制度を立法化する可能性を示唆したところであった

罰則を規定することが適切なのか、(d)

(有効) 投票率を住民投票成立

(e)投票権者に未成年者や定住外国人を含ましめることの適否、

度のあり方、 審査会が担うものとされたのは、自治体における行政情報の開示制度に係る救済制 決定に対する不服申立ての双方について、諮問に基づく調査審議機能を一括して同 開・個人情報保護審査会設置法」が制定され(平成一五・五・三○法六○)、情報 また、自治体が所謂電算条例をマニュアル処理情報をも視野に入れた総合的条例へ と組み換えていくための好機ともなりうる。加えて、同法の制定を契機に「情報公 れに相当する自治体の個人情報保護条例を再点検することは実に時宜を得ており、 公開制度に係る不開示決定に対する不服申立て及び個人情報保護制度に係る不開示 更には、制度運営審議機関のあり方にも、 一石を投ずるものといえよ

向をも反映してか、住民投票制度をめぐる論点も、次第に明白になりつつある。 はなくなってきており、制度の適用領域の拡大が顕著なのであって、このような動 の)も行われるようになり、更には市町村合併をめぐる住民投票も目立たぬ存在で 施設の設置を争点とするもの)に加え、最近では公共事業の是非を問う住民投票 軍基地のあり方を問うもの、一九九八年六月に宮城県白石市で実施された産廃処理 れた原発建設計画をめぐるもの、同年九月に沖縄県で実施された日米地位協定と米 た所謂迷惑施設をめぐる住民投票(例えば、一九九六年八月に新潟県巻町で実施さ 会の姿勢には多少の積極性が窺われようし、また、従来型の原発、基地、産廃といっ 度化が行われているところであるが、この点、旧来に比べれば、制度化に対する議 れた結果、又は長若しくは議員による同条例の提案の結果として、議会によって制 下のところ、住民により直接請求制度の一環として住民投票条例の制定請求が行わ (例えば二○○○年一月に徳島市で実施された吉野川可動堰計画への賛否を問うも 例えば、⑵嘗て一九七六年第一六次地方制度調査会(地制調)は、自治体の合併 特定の自治体施策等につき投票を通じて住民の意思を問うという住民投票は、 目

等々が立法政策、政策法務上の具体的課題である(20)。

パブリック・コメント手続

3

るが、パブリック・コメント手続は、抑行政手続(或いは住民参加)及び情報公開 事項の一つである行政立法手続に一部代わりうるものとして注目されるところであ リック・コメント手続である。国では既に一九九九年三月に「規制の設定又は改廃 が検討されてよい段階を迎えているものと考えられる。 の両機能を有するものとして、自治体でも要綱によるのではなく条例による制度化 それに対して提出された住民の意見を踏まえて最終決定を行う、という制度がパブ に係る意見提出手続」として閣議決定され、運用されており、行政手続法の規定外 自治体が行政計画や施策等を決定するにあたって、それらの案を事前に公表し、

終的決定に際して考慮されてはじめてこの制度は所期の役割を果たすことになる訳 れて然るべきであろう(21)。 であるが、このような考慮を担保する仕組みを如何に構築するか、等の点が検討さ けるインターネット利用率も考慮すべき一要素となること、の提出された意見が最 行うのが主流になるものと考えられ、この点で、制度化に当たっては各自治体にお この制度化にあっては、匈何をパブリック・コメント手続に載せるべきか 規則案等々が問題)、心案の公表、意見の提出等はインターネットを利用して

案

(二) 団体自治からみた課題

1

市町村合併

昨今は、 低下をどう防ぐかであり、この問題は「基礎的な地方公共団体」(自治法二条三項) うな地域社会の構造的変化によってもたらされるものの一つに生産年齢人口の減少 経常収支比率などに照らして自治体の財政構造に弾力性は一般的に乏しい。加えて なる。この点、各市町村における行政改革(コスト縮減)の努力にも限度があり、 として一般的に住民サーヴィスを提供する責務を負う市町村の場合に、特に深刻と 護等の福祉に要する費用の増大がある。そこで問題となるのが、行政サーヴィスの とこれに起因する税収減(場合によっては地域経済の衰退)があり、また一つに介 齢化の進行が特に急速であるし、また予てより過疎化の問題を抱えている。このよ 現在全国的に少子・高齢化が進行中であり、筆者の住む秋田県の場合などは、高 国から地方への歳出も削減傾向にある。

るのが、 こうしたなかで、 市町村合併という施策であり、これを強力に推進しようとして、 行財政の効率化、財政基盤の強化という観点から注目されてい 市町村の

特例(一一条一項・二項)等の合併推進策が規定され、また同法は二〇〇五年四月 職職員の身分保障(九条一項)、不均一課税(一〇条一 合併の特例に関する法律には、議員の定数、在任に関する特例(六・七条)、一 日に失効するものとされている。 項)、地方交付税額の算定の

併を選択しようとした場合に、そこに様々な法制度的課題が浮かび上がってくるこ とになるのである。 このような状況下で各自治体としては、合併のメリット及びデメリットを検討し 合併の是非を含め方向性を見定めるべきこととなるのであるが、その結果合

又は在任特例によるべきかが検討課題となるのである。無論、このような特例措置 編入合併の場合や、 えられない訳ではないこと、なども当然に考慮されるべき事項となろう。 合には合併関係市町村の全議会の議員の失職と合併市町村の法定数(自治法九一条 てこのような場合には特に、民意の反映方法が制度的課題となり易い。即ち、議員 とも考えうること、更には、このような民見反映の装置と議会制度とのリンクも考 法五条の四)、学校区といったより細かな単位毎に意見反映のための組織を置くこ 訳ではなく、合併関係市町村の区域ごとに地域審議会を設置することや(合併特例 の採否の判断に当たっては、方向性としては逆であるが、人件費等の経費の削減が についていえば、前者の場合は編入される市町村の議会の議員の失職が、後者の場 合併推進の原動力の一つであるということ、民意は議員を通じてのみ反映されうる 一項)に基づく設置選挙が原則であるが、夫々の場合に、原則によらずに定数特例 例えば、 新設合併とはいっても実質が編入合併に近い場合であって、 合併によって辺境の地、 周辺部といった地域が生まれ易いのは、 従っ

置し、その長には一定の権能と予算執行権を与えるような分権的仕組みを採用する 的には例えば、地域単位ごとに「地域局」や「地域総合事務所」のような組織を設 実情に応じた事業・施策を実施する仕組みを、また、合併に際して設置される地域 任した地域自治組織の長が、地域協議会と連携して、確保された予算の下で地域の か否かという問題である。この点では、合併特例法後を見据えてではあるが、二〇 追求し、またどのようにして多様性を保つかという問題であるといってよく、 和の大合併では無視されたものである⑫。合併市町村としてどのように統一性を ○三年一一月の第二七次地制調の答申が、一般的制度として、基礎自治体の長が選 市町村内部での分権、小さな自治、分権型合併などといわれる論点であり、「昭 その外の制度的課題では、地域自治組織の問題が大きい。狭域自治、 具体 合

> かろう。 自治組織としては、独自の法人格を有するものを提言していることが注目されてよ

般

2 道州制

いる中での、都道府県の再編に関する団体自治的課題である。 普通地方公共団体のあり方として、現在都道府県と市町村の二層制が採用されて

雇用、 県よりも自主性、自立性の高い道又は州の設置を、今後議論すべきものとして取り 途を開くことを検討すべきであるとし、基礎自治体との役割分担の下に産業振興、 るに至っており、更に先に触れた第二七次地制調答申も、都道府県の自主的合併に そして最近では、北東北三県では「北東北省」構想や道州制への移行論が提起され 上げているのが現況である。 した。このような府県制度廃止論に対しては、しかし府県統合案も以前から根強い。 主権国家を樹立するという連邦制的道州制案が一九八○年代に強く提唱されたりも ての地方制案を打ち出して論議を呼んだところであり、また、地方ブロック単位 会の同意を得て総理大臣が任命する「地方長」を置く、という道州制案の一 格を併せもった「地方」を七から九ブロックに設け、「地方」には公選制議会と議 る答申」の中で、都道府県を廃止して、地方公共団体と国の普通地方支分部局の性 この点をめぐっては、嘗て第四次地制調が一九五七年の「地方制度の改革に関 国土保全、広域防災、環境保全、広域ネットワーク等を担う、現在の都道府 一種とし

題と解する立場もみられる。これら諸説が検討されねばならぬ。 地方公共団体を三層制にすることも憲法上は許される、とする見解があり、 村の二層制は立法政策の問題であって、市町村だけを地方公共団体とすることも、 法的議論が欠かせないところである。少しく敷衍すれば、一方には都道府県と市町 層制を憲法上保障されたものとみつつ、都道府県を維持するか否かは立法政策の問 であるとの立場(従来の多数説)がある。更に後説のヴァリエーションとして、二 が、それらと並んで、都道府県の制度は憲法で保障されたものなのかという(憲) 市町村合併が進行する中での都道府県のあり方といった政策論は無論重要ではある 道州制採用の是非を含めた上記都道府県再編論においては、国と地方の役割分担 都道府県と市町村という二層制は憲法上の要請であって、道州制の採用は違憲 他方に

は

あとかき

論的、解釈論的課題ということになると、枚挙に暇がない。

一般の、人事評価制度、政策(行政)評価制度等、地方自治をとりまく立法度、といった課題がある。更に、地方自治の両理念とのかかわりは薄いものの、公理用等の課題に加え、ここでは項目を掲記するに止めるが、(4)住民自治との関係で地方警務官制すムブズマン(オムブズパーソン)、(4)同じく(とはいっても現状では個人の権利連用等の課題に加え、ここでは項目を掲記するに止めるが、(4)住民自治との関係で的課題はそれらに尽きるものではない。「はじめに」に示した新住民訴訟の解釈と自治の法制度的課題、特に政策法学的なそれの整理に努めてきた。しかし、法制度自治の法制度的課題ということになると、枚挙に暇がない。

とが、続稿のテーマである。 それら多くの地方自治をめぐる法制度的課題を一つずつ掘り下げて論じていくこ

り深甚の謝意を表する次第である。てみるという試みにとり、実に貴重な機会を供された同市関係各位に、この場を借てみるという試みにとり、実に貴重な機会を供された同市関係各位に、この場を整理して行った記念講演の補正稿である。地方自治をめぐる現下の法制度的課題を整理し本稿は、二〇〇三年三月二八日に秋田県男鹿市の「市の記念日記念式典」におい

註(1)塩野宏・行政法Ⅲ(第二版)一○五、一○七頁

- (2) 佐藤達夫「憲法第八章覚書」地方自治論文集三九~四○頁。
- (3)高柳賢三=大友一郎=田中英夫編・日本国憲法制定の過程Ⅱ二七二頁。
- (4) 田中二郎·新版行政法中巻(全訂第二版)七三頁。

5

である、ということに鑑みれば、直接民主主義を立法政策上の嚮導的概念として扱うのみをもって、更には九五条の地方自治特別法の定めを考慮に入れたとしても、議会のみをもって、更には九五条の地方自治特別法の定めを考慮に入れたとしても、議会ののことは、地方自治制度の解釈・運用基準としての「地方自治の本旨」(自治法二とのことは、地方自治制度の解釈・運用基準としての「地方自治の本旨」(自治法二とのことは、地方自治制度の解釈・運用基準としての「地方自治の本旨」(自治法二条二項)についても一応は同様である。しかし、政治的なものであれ行政的なもの一要素をとり入れている(兼子仁・新地方自治法四九頁参照)。この点、この一事の一要素をとり入れている(兼子仁・新地方自治においてより容易に実現が可能をある、ということに鑑みれば、直接民主主義と解する。

ことはありえよう。

- (6)成田頼明「地方自治総論」現代行政法体系8地方自治三頁。
- (~) Hartmut Maurer, Allgemeines Verwaltungsrecht,14. Aufl.,S.575f
- 三頁以下。(8)成田・前掲論文三頁以下、同「地方自治の保障」宮沢還暦日本国憲法体系第五巻一四(8)成田・前掲論文三頁以下、同「地方自治の保障」宮沢還暦日本国憲法体系第五巻一四
- 分立と並ぶ「垂直的権力分立」と呼んでいる。A.a.O.,S.61f. (9) Rolf Stober, Kommunalrecht in der Bundesrepblik Deutschland,3.Aufl.,S.59f. 尚

10

- たことについては、辻清明・日本の地方自治一七九頁以下参照。 て、国政における議会政治の開始を契機に政党政治、自由主義的思想が地方へと及ぶて、国政における議会政治の開始を契機に政党政治、自由主義的思想が地方へと及ぶて、国政における議会政治の開始を契機に政党政治、自由主義的思想が地方へと及ぶし、同時に山縣内務卿らの考え方には、地方制度の整備、就中市制町村制制定を以但し、同時に山縣内務卿らの考え方には、地方制度の整備、就中市制町村制制定を以
- (11) 柳瀬良幹・憲法と地方自治三頁以下。
- (12)鵜飼信成「憲法における地方自治の本旨」都市問題四四巻二―四号一一頁。
- (13) 林田和博・憲法保障制度論四○八―四○九頁。
- (4) 手島孝・憲法学の開拓線二五六頁以下。
- 問題点」公法研究五六号四頁以下参照。(15)奥平康弘=杉原泰雄編・憲法学(6)一三一頁以下。尚、鴨野幸雄「地方自治論の動向と
- (第三版)二六七頁など。(後者)二八九頁以下参照。伊藤正己・憲法(第三版)六〇一頁、佐藤幸冶・憲法(6)成田頼明「地方自治の本旨」憲法の争点(新版)二四四頁、同・前掲註(8)論文
- (17) 福岡地判昭和五五年六月五日判時九六六号三頁。
- (8) 成田・前掲註(8)論文(後者)二四四頁参照。Vg.z.B.PeterBadura,Staatsrecht. (18) 成田・前掲註(8)論文(後者)二四四頁参照。Vg.z.B.PeterBadura,Staatsrecht. と一般に考えられている。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.63. 尚、計画行政の展開にみられるように広域的行政が進展する状況の廃置分合は差支えない、と一般に考えられている。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.63. 尚、計画行政の展開にみられるように広域的行政が進展する状況の廃置分合は差支えない、と一般に考えられている。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.63. 尚、計画行政の展開にみられるように広域的行政が進展する状況の廃置分合は差支えない、と一般に考えられている。 Badura,a.a.O.,S.306; 方面に広域的行政が進展する状況の廃置分合は差支えない、と一般に考えられている。 Badura,a.a.O.,S.306; 方面に対している。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306; D. 自由に対している。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306; D. 自由に対している。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306; D. 自由に対している。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306; D. 自由に対している。 Badura,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306; Stober,a.a.O.,S.306;

(1)但し、国における制度化(立法)の推進力となった行政改革委員会の「情報公開法制 五七—四五八頁。 状況については、筆者も稿を改めて論ずる予定である。 成田・前掲註(6)論文七頁以下を参照。ドイツの地方自治制度とこれをめぐる理論 なければならないとする、一九七○年代に登場した学説とこれへの批判については、

認知するには至っていない、とされている。総務省行政管理局編・詳解情報公開法四 について学説上のコンセンサスは得られておらず、また最高裁もそのような基本権を の確立に関する意見」(平成八年一二月一六日)においては、その種の「知る権利」

21 (2) 関連文献は多数にのぼるが、最近では、兼子仁「住民投票の可能性―行政法上の問題 本邦初の条例による制度化を扱った、出石稔「横須賀市市民パブリック・コメント手 点─」日本自治学会二○○一年度総会・研究会報告集七二頁以下などが示唆的である。

(22) 大森彌=大和田健太郎・どう乗り切るか市町村合併二頁。

続条例」地方自治職員研修二〇〇二年三月号三六頁以下などを参照。

(二〇〇三年一一月脱稿)